

アニマルウェルフェアに配慮した養殖業

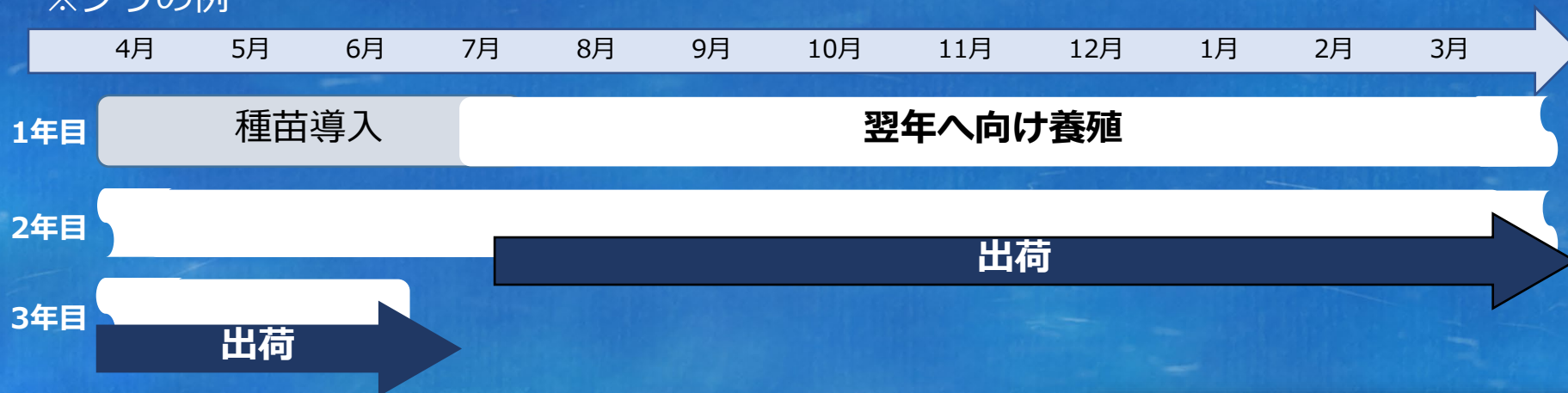


令和5年6月 水産庁

1. 魚類養殖のサイクル

- 海上に網で囲った筏（小割いけす）を設置して魚を入れ、餌を与えて大きく育てる。
- ブリ類（ブリ、カンパチ）、マダイ、トラフグ、サーモン等の養殖が盛ん。
- 日本各地で餌を工夫する等したブランド魚が生産されている。

※ブリの例



種苗



ワクチン接種



給餌作業

2. 養殖魚のアニマルウェルフェアとは

国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

※「5つの自由」とは、①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的及び熱の不快感からの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由

<OIEの水生動物衛生規約（OIEコード）>

**養殖魚の福祉の改善
をすることが**

**生産性を向上させ、
経済的利益につながる**

- 養殖魚を輸送する際の福祉
- 養殖魚を締める際の福祉
- 疾病管理のために養殖魚を処分する際の福祉

3.養殖における取組①

持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針

(平成11年8月30日農林水産省告示第1122号) (抜粋)

1 養殖漁場の改善並びに特定疾病のまん延防止を図るための措置

第2 (1) 養殖漁場の改善を図るための措置

養殖漁場の改善を図るため、養殖の態様、漁場の特性等に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 漁場の状態に応じた養殖生産

漁場の利用の実態、漁場のモニタリングの結果等を考慮して漁場の状態を的確に把握し、過密養殖とならないよう、いけす等の養殖施設の規模及び数を定めるとともに、飼育個体数又は飼育密度の制限を行うこと。また、漁場の海水交換を阻害しないよう、各養殖施設間の一定の間隔の保持等の養殖施設の適正配置を行うこと。

イ 飼餌料の適正な使用

漁場への有機物負荷を低減するため、給餌量の制限に努めるとともに、モイストペレットや固形配合飼料等有機物負荷の比較的少ない飼餌料の使用を促進すること。

ウ 養殖施設の適切な管理

養殖施設内の飼育生物の生育環境を良好に維持するため、養殖施設等への付着物の除去や、定期的な網替えを励行するとともに、漁場環境の悪化を防止するため、除去された付着物は陸上で処理するよう努めること。

エ 魚病の予防と対策のための措置

健康な種苗の確保に努めるとともに、周辺の養殖漁場における魚病の発生や分布の状況を注視し、養殖施設等の消毒を励行する等魚病の発生予防に努めること。また、病魚及びへい死魚を発見した場合には、速やかに取り上げ焼却する等まん延防止のための適正な処理を行うこと。さらに、投薬に当たっては、投薬量の抑制等の観点から、統一的かつ計画的な投薬を行うとともに、投薬に関する必要事項を記録して保管しておくこと。

3. 養殖における取組②

養殖業成長産業化総合戦略

(令和2年7月農林水産省策定) (抜粋)

3 持続的な養殖生産の推進

(2) 魚病対策の迅速化への取組

- 魚病に関する科学的データの収集や診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行い、感染症のリスクに応じた輸入検疫及び国内防疫を引き続き実施する。

(3) 海面利用の促進・漁場の拡大等

- 養殖業者が策定する漁場改善計画に基づく漁場の維持又は改善の取組を養殖管理や環境変化を踏まえながら取組状況を点検し進める。

4 研究開発の推進

(1) 研究機関の連携強化・役割分担

- 生理、遺伝、育種、魚病、栄養、代謝、繁殖、環境など多岐にわたる分野が連携して科学的知見に基づいた技術開発を行えるよう、水産研究・教育機構はオールジャパンの研究開発推進の旗振り役として、コーディネート機能の発揮と基盤研究を主導する。



基本方針、総合戦略に基づき取り組む

3. 養殖における取組③

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）（抜粋）

2 養殖業の成長産業化

（1）需要の拡大

日本の国内需要は人口減少・高齢化社会の中で長期的には減少していくと見込まれることから、国内需要に依存するのみならず、社会情勢の変化に対応した水産物の需要拡大等が必要であり、定時・定質・定量・定価格で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し、国内外の市場維持及び需要の拡大を図る。また、MEL（Marine Eco-Label Japan）の普及や輸出先国が求める認証等（ASC（Aquaculture Stewardship Council）、BAP（Best Aquaculture Practices）等の水産エコラベル認証、ハラル認証等）の取得を促進する。

4. 「アニマルウェルフェア」を踏まえた養殖のポイント

日々の観察や記録日誌により
健康状態を把握

養殖施設（生簀等）の清掃・
消毒を行い清潔に保つ

魚病の予防
（ワクチン接種の推進）

アニマル
ウェルフェア

養殖魚の快適性に配慮
した飼育管理

養殖魚にとって快適な水温
（漁場）環境の提供

適正な飼育密度
溶存酸素量（DO）の管理

良質な飼料や適正な量を供給
増肉係数（FCR）による管理

第7部 養殖魚の福祉

第7.1章 序論

第7.2章 養殖魚を輸送する際の福祉

- ・ 魚を積載する際の福祉（魚の密度は一般的な許容限度を超えないこと 等）
- ・ 魚を輸送する際の福祉（輸送中も定期的な点検を行うこと 等）
- ・ 魚を荷降ろしする際の福祉（到着後にできるだけ早く荷降ろしすること 等） 等

第7.3章 養殖魚を締める際の福祉

- ・ 魚を締める手段（魚種特有の情報を考慮し、即時に死亡又は意識喪失する手段を選択すること 等） 等

第7.4章 疾病管理のために養殖魚を処分する際の福祉

- ・ 魚を処分する手段（即時に死亡又は意識喪失する手段であること 等） 等